

「その他」「女性障害」における不利益取扱い等 (第6回会議での主な意見)

○ 女性障害に関する意見

- ・ 女性障害の困難は、性的被害、就労、恋愛、結婚、離婚、家事、育児、介護、性と生殖、妊娠、出産、医療、教育、制度等と多岐にわたる。今までの風習、慣例や無理解から、偏見に基づく被害である。なかなか社会に認知されていないからこそ、条例に女性障害の条文を入れ、女性障害の立場を認識してもらいたい。
- ・ 国内の法律や国連の条約があっても、守られない現状を改善するために、条文化が必要。女性障害の不利とニーズの可視化と不均等な待遇の改善を条文化することによって進めたい。女性であることと障害者であることの両面から受ける複合差別の救済をする必要。女性障害者の社会的な背景による地域の低さを認識するため、社会的地位の確認と保障が必要。地方自治体の責務も明確にする必要。社会的なメッセージとして、市民ベースに認識を広めることが重要。
- ・ 健常者と障害者の社会的障壁を取り除き、男女間にある不公平をなくし、平等な環境をつくる必要がある。女性障害者は本来人として当たり前の人格や人権が脅かされて阻害されている状況。
- ・ 性的被害では、加害者の立場が強いなど、抗議や訴えが難しい。走って逃げられない、反撃できない、声や顔で加害者を特定できない、判断力がないとみなされるなど、障害女性の弱みにつけ込む加害者が多い。介助中や医療の場では加害の意図があるかはっきりしないこともあるが、障害女性にとって、何が不快で恐怖となるか、被害と感じられること自体が尊重されるべき。被害を生じさせない介護、医療のあり方が検討されるべき。
- ・ 夫や恋人からの暴力では、暴力をふるう側は女性が家事や世話を果たさないとみなすと、暴力の動機として正当化する場合がある。
- ・ 就労では、障害女性の就業の必要性が理解されない、勤務体系や勤務時間で不公平な環境に置かれるなどが起きている。
- ・ 恋愛、結婚、離婚では、結婚は男性とその親族が女性を選ぶもの、美醜や健康、家事、育児等の役割を担えることが基準となるなど、旧来のしぼりがある。恋愛、結婚が両当事者の自由な合意で成立するためには、障害女性の経済と生活の自立、男女の平等が必要。
- ・ 性と生殖では、妊娠・出産する障害女性も生まれる子も、障害のあるままで肯定される社会を望みたい。
- ・ 家事、子育て、家族の介護では、女性の役割と考えられ、当人の健康を度外視してもすべきとみなされる。子どもをもてないとみなされる障害女性の価値が低くみられる。子育ての支援の必要性が高く、子育ての介助が必要。
- ・ 男性が女性の介助を行う異性介助では、人員の不足がやむを得ないとする理由となっているが、介助は恩恵でなく、人として当たり前で暮らすことの保障であることを再確認してほしい。
- ・ 教育の場でも、障害のあるなしによる分断があり、着替えや宿泊、身体測定などで男女それぞれが尊重されないという訴えがまだある。
- ・ 車いすトイレが男性の側だけに設置されていることもある。
- ・ 女性というより、障害者だからが先に来てしまって、女性という意識もあまりなく、生まれた時から差別を受けて来たのだらうなああと今になって気付いた。

○ ハラスメントに関する意見

- ・ 国の差別禁止部会の報告に「ハラスメント」という言葉があり、条例的に差別とはくみ上げられないが、拾いきれないところを問題提起する意味を含めて、条例のどこかにハラスメントを位置づけてはどうか。
- ・ 国の差別禁止部会の意見書では、差別は障害のある人とない人を異なる取扱いをしたというような結果が生じているもの。ハラスメントは結果が生じていないが、嫌な思いをさせたというようなもの。法律上、禁止する対象は明確でなければならず、ハラスメントは禁止までは難しい。このため、国の意見書は、差別を禁止することとし、ハラスメントは差別と関連するものとして、なくすための措置をとっていくというような内容。
- ・ 障害に関連して行われるハラスメントは差別である。それを障害に基づく差別に深く関連するものと表現する意味が分からない。ハラスメントは差別そのものであると規定すべき。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 障害者は特別な存在ではなく、誰にでも起こりうることだとことを認識してもらう必要。
- ・ 女性障害の問題は広い範囲で起きており、障害への理解を積極的に広げる必要がある。社会のあらゆる場面で、障害のあるなしで分断されないことが大切。
- ・ お互いの理解不足でよい方向に回っていない。お互いに理解できあえるような仕組みを作らないといけない。未然防止の取組やオール京都の推進体制などが挙げられているが、パンフレットなども活用されなければ一緒にあり、もう一歩踏み込めるような取組を考えられないかと思う。障害者の声が本当に健常者に届けられるような仕組みを工夫し、行政の責任、企業の責任、そして府民の責任というかたちで条例の中にうたっていくべき。

(個別事案の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 女性障害者が孤立することが大きな問題。相談しにくい、身内にも言えない問題でもあり、身近に問題点を相談できる、もう少しハードルの低い相談場所があればと思う。
- ・ 10年以上前の話だが、車いすの女性が離婚をしたいと相談に行ったら、「結婚してもらっているだけでもありがたいと思うから、離婚するなんてことは考えない方があんたのためだよ」と言われた。相談機関のあり方も相当吟味し、障害者の立場を分かった人が対応する機関でないと、二重の差別を受ける。

(長期的な視点から問題の解決を図る仕組みに関する意見)

- ・ 条例の制定後も継続して事例を整理し、解決方法等を検討する委員会などを設け、今後の条例改正時に反映させていくような仕組みも必要ではないか。

(制度やサービスの改善等に関する意見)

- ・ 今の社会で女性への支援は健常者を対象にしか考えられてなく、障害があることで妊娠、出産、育児など関係のないように思われている。DVなどで相談に行っても、設備がないから助けられないとか、そもそも女性障害者が来ることを想定していない。行政機関、相談機関、医療機関の配慮が必要。
- ・ DVのシェルターも重度の車いすの障害者の人が入って介助が行えるようなところはない。シェルターに入ると今までの関係者との情報を断ち切られるが、手話の必要な人、点字の必要な人が守られるのか。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 検討会議が、今まで残された問題を提起し、これまでを検証し解決するものであり、条例づくりと条例の制定が共

生社会に向けた今後の施策づくりに活かされるように願います。

- 条例の制定過程と制定後について、いくつかお願いしたい。条文の立案に女性障害当事者又はその推薦する専門家が参加してもらいたい。条例づくりにおいて、男女平等の実現を阻害するような施策や計画を立てないでほしい。障害のある女性とそれ以外の女性との格差をなくしてほしい。条例が守られ、活かされるデータをとり、検証する機関を設置してほしい。救済機関には、女性障害当事者を含む、女性障害の専門のスタッフを配置してほしい。